



平成30年5月15日

農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合に対し、同組合が供給する「ヒバーチ」と称する食品の表示について、消費者庁及び内閣府沖縄総合事務局の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合
（法人番号 9360005003623）
所 在 地 沖縄県石垣市字桃里165番地の413
代 表 者 理事 曾我 潮丸
設立年月 平成6年11月
出 資 金 200万円（平成30年5月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

別表「商品名」欄記載の食品

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

自らが運営するウェブサイト及び容器包装

(イ) 表示期間

遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日まで

(ウ) 表示内容

例えば、「ヒバーチ20g」と称する商品について、遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間、自らが運営するウェブサイトにおいて、「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」「甘い香りの島胡椒」、「八重山、世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。（八重山を代表するスパイス）」と記載するなど、対象商品について、そ

れぞれ、**別表**「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、対象商品の原材料は、それぞれ、石垣島産のものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

対象商品の原材料は、それぞれ、大部分が外国産のものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象商品の各商品の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電 話 098(866)0049

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa

番号	商品名	表示期間	表示媒体	表示内容
1	ヒバーチ 20g	遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し1)	・「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「そんな健全な時代の食品づくりを心がけ、社名を『石垣島海のもの山のもの』とした当社は青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「山のもの マンゲー山の麓で獲れた素材。」 ・「『ヒバーチ』とは島のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。」
		遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し2)	・「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「甘い香りの島胡椒」 ・「八重山、世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。(八重山を代表するスパイス)」 ・「ヒバーチ 深煎り 甘い香りの島胡椒」と記載した商品の写真
2	ヒバーチ 袋タイプ 20g	遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し1)	・「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「そんな健全な時代の食品づくりを心がけ、社名を『石垣島海のもの山のもの』と

番号	商品名	表示期間	表示媒体	表示内容
				した当社は青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「山のもの マンゲー山の麓で獲れた素材。」 ・「『ヒバーチ』とは島のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。」
		遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し3)	・「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「甘い香りの島胡椒 ヒバーチ」と記載された商品の写真
		遅くとも平成25年11月15日から平成29年7月25日までの間	容器包装 (別添写し4)	・「甘い香りの島胡椒 石垣島ヒバーチ」
3	ドライヒバーチ	遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し1)	・「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「そんな健全な時代の食品づくりを心がけ、社名を『石垣島海のもの山のもの』とした当社は青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「山のもの マンゲー山の麓で獲れた素材。」 ・「『ヒバーチ』とは島のコショウという意味で、古くか

番号	商品名	表示期間	表示媒体	表示内容
				ら石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。」
		遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し5)	・「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「甘い香りの島胡椒 ドライヒバーチ」と記載した商品の写真
4	石垣島ヒバーチパウダー	遅くとも平成25年11月15日から平成29年7月25日までの間	容器包装 (別添写し6)	・「甘い香りの島胡椒 石垣島ヒバーチパウダー 石垣島産」

石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。



ホーム お知らせ 商品案内 ご利用ガイド よくある質問 組合概要 お問い合わせ

● 会員登録 ● マイページ ● カゴの中を見る ● 個人情報保護方針 ● サイトマップ

石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。



そんな健全な時代の食品づくりを心がけ、
 社名を「石垣島海のもの山のもの」とした当社は
 青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を
 全国へお届けしています。

海

のもの

石垣の美しい海から獲れた海藻。



太もずく

太もずくは本工のものとも呼ばれ、海苔が太く巻かれている。同時に天然物はワカメ成分のフコイダンが多いとされており、最近では健康食品として注目を集めています。



スーナ
(ユミガサゴノリ)

スーナはワカメに似ていることからワカメノリとも呼ばれています。食味はワカメと違って、ヘルシー食品と見られ、ダイエットにも最適です。



アーサ
(ヒトエダサ)

正式名称はヒトエダサといい、沖縄では冬から春にかけて旬です。植物繊維が豊富で、カルシウム、カロチンなど、大切な栄養素が多く含まれています。

山

のもの

マンデー山の麓で獲れた素材。



ウコン

ウコンは、根茎部分に抽出され、黄色の色素成分が豊富に含まれています。食料（カレー粉やたくあんなどの着色料の原料）として使われるほか、伝統的な薬にも利用されています。



島とうがらし

沖縄で栽培されているサダチトウガラシの品種。別名「コーレーグース」。乾燥させてコーレーグースにし、沖縄そばやチャンプルーや他の料理にも幅広く使われている沖縄では欠かせない香辛料です。



ヒバーチ

「ヒバーチ」とは鳥のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。

山

のもの

マンデー山の麓で獲れた素材。



ヒバーチ

「ヒバーチ」とは鳥のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。



石垣島のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。

[ホーム](#)
[お知らせ](#)
[商品案内](#)
[ご利用ガイド](#)
[よくある質問](#)
[組合概要](#)
[お問い合わせ](#)
[● 会員登録](#) [● マイページ](#) [● カゴの中を見る](#) [● 個人情報保護方針](#) [● サイトマップ](#)

● ヒバーチ 20g

甘い香りの島胡椒

八重山、世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。(八重山を代表するスパイス)

お隣の台湾では、漢方薬として使用されており、八重山へは昔貿易が盛んだった時代に入り、豚・牛を代表とするお肉料理の臭み消しとして八重山では定着したと言われております。



オススメ

ヒバーチ 20g

商品コード : 4988929200298
 通常価格 : 486 円 (税込)
 販売価格 : **486 円 (税込)**
 ポイント : 4 Pt

数量 :

カゴに入れる

使用方法

定番は八重山そばの香りづけに、また各種ちゃんぶる一の味付けに胡椒の代わりにさらに、コーヒーに少量加えるとシナモンコーヒーのように変化します。



※おひとり様20個までの販売となります。

● ヒバーチ 袋タイプ 20g



ヒバーチ 袋タイプ 20g

商品コード : 4988929200472
 通常価格 : 432 円 (税込)
 販売価格 : **432 円 (税込)**
 ポイント : 4 Pt

数量 :

カゴに入れる

※おひとり様20個までの販売となります。



● ドライヒバーチ



ドライヒバーチ

商品コード : 4988929200236
 通常価格 : 324 円 (税込)
 販売価格 : **324 円 (税込)**
 ポイント : 3 Pt

数量 :

カゴに入れる

※おひとり様20個までの販売となります。



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。
ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 沖縄総合事務局組織規則（抜粋）

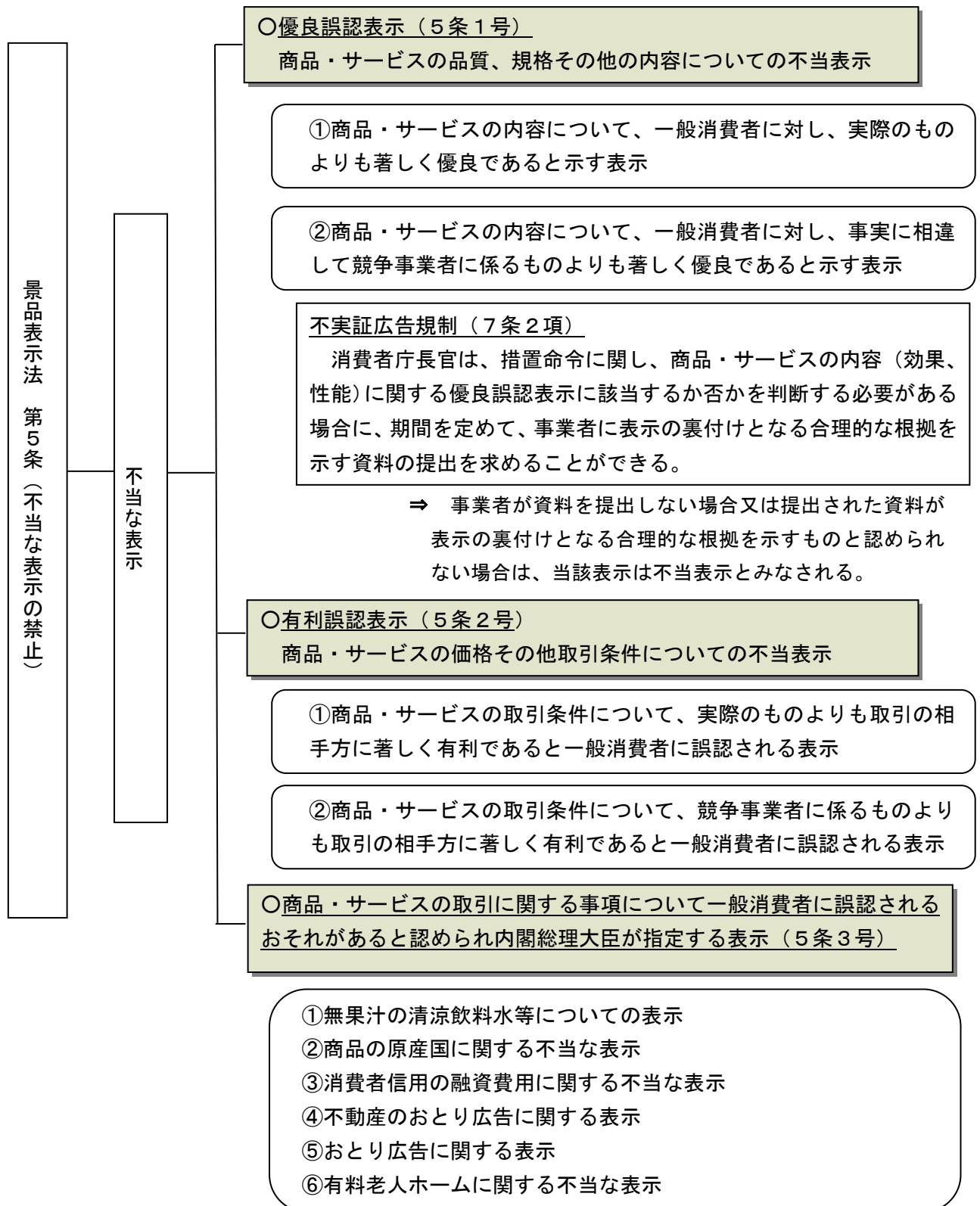
（平成十三年内閣府令第四号）

（公正取引室の所掌事務）

第十八条 公正取引室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 九 不当景品類及び不当表示防止法に基づく政令の規定により公正取引委員会の権限に属させられた報告の徴収及び立入検査等に関する事務に関すること。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第514号

平成30年5月15日

農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合

理事 曾我 潮丸 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴組合は、貴組合が供給する別表「商品名」欄記載の食品4商品（以下「本件4商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴組合は、貴組合が一般消費者に販売する本件4商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(7) 貴組合は、本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ヒバーチ20g」と称する商品について、遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間、自らが運営するウェブサイトにおいて、「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」、「甘い香りの島胡椒」、「八重山、世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。（八重山を代表するスパイス）」と記載するなど、本件4商品について、それぞれ、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件4商品の原材料は、それぞれ、石垣島産のものであるかのように示す表示をしていたこと。

- (イ) 実際には、本件4商品の原材料は、それぞれ、大部分が外国産のものであったこと。

イ 前記ア(7)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件4商品の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴組合は、今後、本件４商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴組合の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴組合は、今後、本件４商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴組合は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合（以下「石垣島海のもの山のもの」という。）は、沖縄県石垣市字桃里１６５番地の４１３に主たる事務所を置き、農業経営、農作物の販売、農作物を原料とした製造又は加工等の事業を営む事業者である。
- (2) 石垣島海のもの山のものは、本件４商品を通信販売の方法等により、一般消費者に販売しているところ、本件４商品の表示内容を自ら決定している。
- (3) ア 石垣島海のもの山のものは、本件４商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ヒバーチ２０ｇ」と称する商品について、遅くとも平成２５年１１月１５日から平成２９年１１月９日までの間、自らが運営するウェブサイトにおいて、「石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」、「甘い香りの島胡椒」、「八重山、世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。（八重山を代表するスパイス）」と記載するなど、本件４商品について、それぞれ、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件４商品の原材料は、それぞれ、石垣島産のものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件４商品の原材料は、それぞれ、大部分が外国産のものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、石垣島海のもの山のものは、自己の供給する本件４商品の取引に関し、それぞれ、本件４商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第５条第１号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	商品名	表示期間	表示媒体	表示内容
1	ヒバーチ 20 g	遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し1)	・「石垣島海のもの山のは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「そんな健全な時代の食品づくりを心がけ、社名を『石垣島海のもの山のもの』とした当社は青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「山のもの マンゲー山の麓で獲れた素材。」 ・「『ヒバーチ』とは島のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。」
		遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し2)	・「石垣島海のもの山のは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「甘い香りの島胡椒」 ・「八重山、世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。(八重山を代表するスパイス)」 ・「ヒバーチ 深煎り 甘い香りの島胡椒」と記載した商品の写真
2	ヒバーチ袋タイプ 20 g	遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し1)	・「石垣島海のもの山のは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「そんな健全な時代の食品づくりを心がけ、社名を『石垣島海のもの山のもの』とした当社は青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「山のもの マンゲー山の麓で獲れた素材。」

番号	商品名	表示期間	表示媒体	表示内容
				・「『ヒバーチ』とは島のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。」
		遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し3)	・「石垣島海のもの山のは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「甘い香りの島胡椒 ヒバーチ」と記載された商品の写真
		遅くとも平成25年11月15日から平成29年7月25日までの間	容器包装 (別添写し4)	・「甘い香りの島胡椒 石垣島ヒバーチ」
3	ドライヒバーチ	遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し1)	・「石垣島海のもの山のは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「そんな健全な時代の食品づくりを心がけ、社名を『石垣島海のもの山のもの』とした当社は青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「山のもの マンゲー山の麓で獲れた素材。」 ・「『ヒバーチ』とは島のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。」
		遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間	自らが運営するウェブサイト (別添写し5)	・「石垣島海のもの山のは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」 ・「甘い香りの島胡椒 ドライヒバーチ」と記載した商品の写真

番号	商品名	表示期間	表示媒体	表示内容
4	石垣島ヒバーチ パウダー	遅くとも平成2 5年11月15 日から平成29 年7月25日ま での間	容器包装 (別添写し6)	・「甘い香りの島胡椒 石垣島ヒバーチ パウダー 石垣島産」

「昔前、学校でのお昼ご飯といえば給食ではなくてお弁当でした。」

先生たちは子供たちに、

「今日のお弁当の中身はなんですか？」

「海のもの？山のもの？」

と、問いかけると、子供たちは

「海のは魚！山のはかぼちゃ！」。

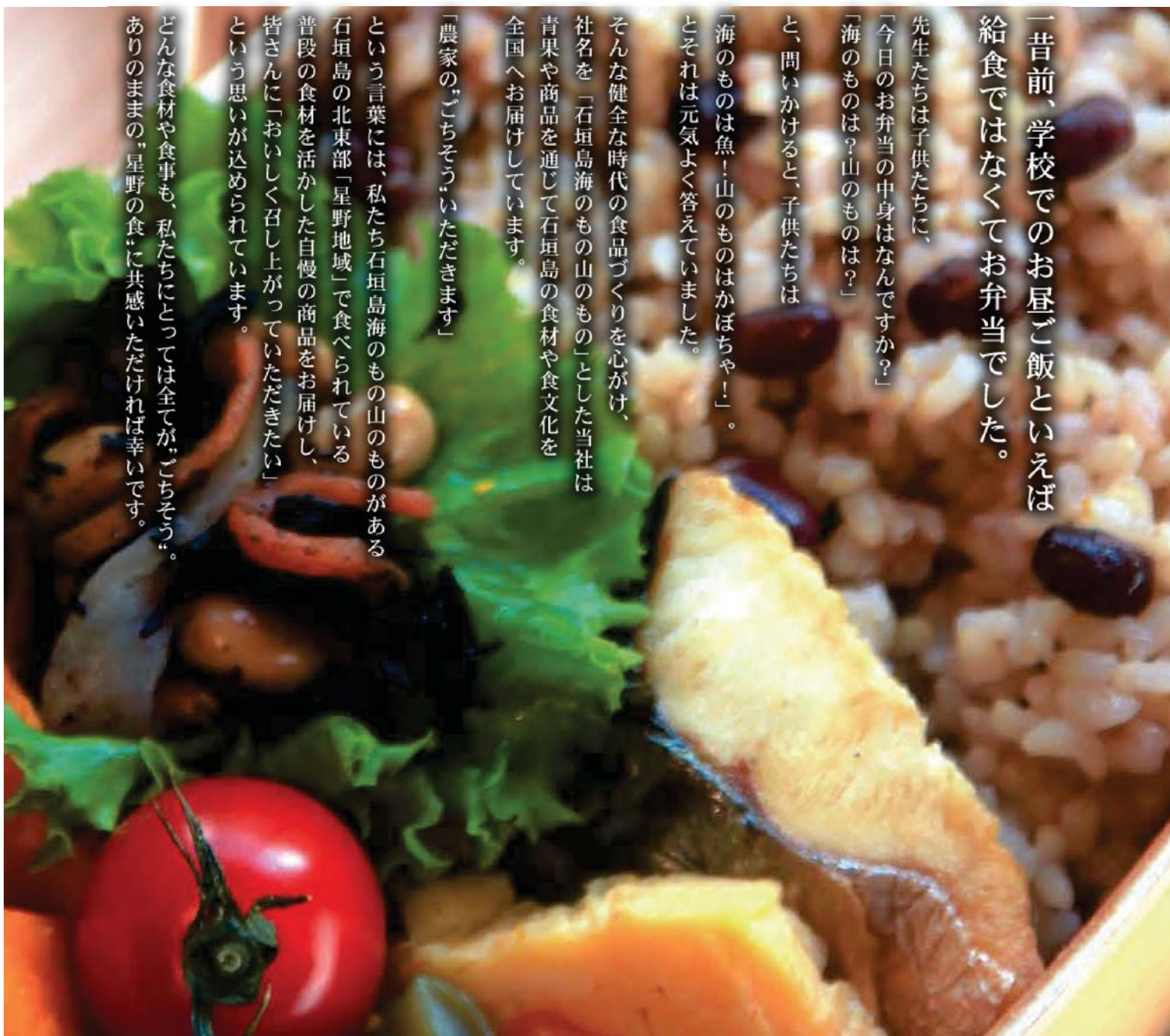
とそれは元氣よく答えていました。

そんな健全な時代の食品づくりを心がけ、社名を「石垣島海のもの山のもの」とした当社は青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。

「農家の“ごちそう”いただきます」

という言葉には、私たち石垣島海のもの山のものがある石垣島の北東部「星野地域」で食べられている普段の食材を活かした自慢の商品をお届けし、皆さんに「おいしく召し上がっていただきたい」という思いが込められています。

どんな食材や食事も、私たちにとっては全てが“ごちそう”。ありのままの“星野の食”に共感いただければ幸いです。



海

のもの

石垣の美しい海から獲れた海藻。



太もずく

太もずくは本土のもずくと違って一本一本が太く歯ごたえがあります。特に天然物はヌルヌル成分のフコイダンが多いと言うことで有名で、最近では健康食品として注目を集めています。



スーナ (ユミガタオゴノリ)

スーナは形がサンゴに似ていることからサンゴノリともいわれています。食物繊維が豊富でミネラルを多く含み、ヘルシー食品と言われダイエットにも最適です。



アーサ (ヒトエグサ)

正式名称はヒトエグサといい、沖縄では冬から春にかけてが旬です。植物繊維が豊富で、カルシウム、カロチンなど、大切な栄養素が多く含まれています。

山のもの

マンゲー山の麓で獲れた素材。



ウコン

ウコンは、健康維持に役立つとされるクルクミンを特に豊富に含んでいます。食用（カレー粉やたくあんなどの着色料の原料）として使われるほか、衣類の染料などにも利用されています。



島とうがらし

沖縄で栽培されているキダチトウガラシの品種。別名コーレーゲース。泡盛に漬けてコーレーゲースにし、沖縄そばやチャンプルーや他の料理にも幅広く使われている沖縄では欠かせない香辛料です。



ヒバーチ

「ヒバーチ」とは島のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。



石垣島海のもの山のものは、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。

[ホーム](#)
[お知らせ](#)
[商品案内](#)
[ご利用ガイド](#)
[よくある質問](#)
[組合概要](#)
[お問い合わせ](#)
[● 会員登録](#)
[● マイページ](#)
[● カゴの中を見る](#)
[● 個人情報保護方針](#)
[● サイトマップ](#)

● ヒバーチ 20g

甘い香りの島胡椒

八重山、世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。(八重山を代表するスパイス)

お隣の台湾では、漢方薬として使用されており、八重山へは昔貿易が盛んだった時代に入り、豚・牛を代表とするお肉料理の臭み消しとして八重山では定着したと言われております。



オススメ

ヒバーチ 20g

商品コード : 4988929200298
 通常価格 : 486 円 (税込)
 販売価格 : **486 円 (税込)**
 ポイント : 4 Pt

数量 :

カゴに入れる

使用方法

定番は八重山そばの香りづけに、また各種ちゃんぶる一の味付けに胡椒の代わりにさらに、コーヒーに少量加えるとシナモンコーヒーのように変化します。



※おひとり様20個までの販売となります。

● ヒバーチ 袋タイプ 20g



ヒバーチ 袋タイプ 20g

商品コード : 4988929200472
 通常価格 : 432 円 (税込)
 販売価格 : **432 円 (税込)**
 ポイント : 4 Pt

数量 :

カゴに入れる

※おひとり様20個までの販売となります。



● ドライヒバーチ



ドライヒバーチ

商品コード : 4988929200236
 通常価格 : 324 円 (税込)
 販売価格 : **324 円 (税込)**
 ポイント : 3 Pt

数量 :

カゴに入れる

※おひとり様20個までの販売となります。

